

随意契約内容の公表について

京都市交通局の随意契約のうち、次の契約を公表しています。

1 対象契約

令和3年度上半期（4月～9月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負及び測量・設計等の委託に係る契約
- (2) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入，賃借，委託等）

2 公表する内容

- (1) 件名
- (2) 契約担当課
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

総務課契約窓口でも閲覧に供しています。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約一覧表（令和３年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年4月1日	ドライブレコーダー保守点検業務	8,618,720	企画総務部 総務課	クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その１）	70,963,200	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年4月1日	人事給与システム運用保守管理業務	10,956,000	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務	5,235,780	企画総務部 総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	料金センター精算システム保守業務	5,986,200	企画総務部 総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	バス運行総合システム実績収集系機器の保守	37,532,000	企画総務部 総務課	パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 西日本社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年4月1日	電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その２）	23,692,020	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借	10,983,522	企画総務部 総務課	日本ユニシス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務	37,105,332	企画総務部 総務課	NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年4月1日	バスＩＣカードバスサーバ保守業務	8,316,000	企画総務部 総務課	レシップ株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	バスＩＣカードシステム社局サーバ運用保守	11,174,460	企画総務部 総務課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和３年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務	6,771,600	企画総務部 総務課	公益財団法人京都高度技術研究所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務	30,690,000	企画総務部 総務課	新潟通信機株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年4月1日	無線型バスロケーションシステム保守管理業務	19,795,600	企画総務部 総務課	新潟通信機株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）	77,242,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	東西線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）	83,050,000	企画総務部 総務課	菱電商事株式会社 京都営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	ホームドア設備保守管理業務委託	192,126,000	企画総務部 総務課	川崎重工業株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道烏丸線運転指令所列車無線電話設備更新（業務委託）	42,350,000	企画総務部 総務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	列車無線電話設備保守管理業務委託	15,290,000	企画総務部 総務課	八幡電気産業株式会社 大阪営業所	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	烏丸線１０系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務	9,858,112	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道烏丸線運転指令所所有線電話設備更新業務委託	95,700,000	企画総務部 総務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託	48,730,000	企画総務部 総務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和3年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年4月1日	高速鉄道烏丸線運転指令所 I T V 設備更新業務委託	32,450,000	企画総務部 総務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	I T V 設備保守管理業務委託	29,040,000	企画総務部 総務課	東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	可動式ホーム柵設備保守管理業務委託	25,465,000	企画総務部 総務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）	65,479,920	企画総務部 総務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（保安）	13,200,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	東西線高速車両全般検査，重要部検査（保安）	12,375,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	運行管理設備保守管理業務委託	27,500,000	企画総務部 総務課	株式会社日立製作所 京都支店	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託	29,480,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	東西線高速車両保守及び作業監理業務委託	15,620,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	建築・機械設備監理業務委託	104,940,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
令和3年4月1日	高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託	46,310,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

随意契約一覧表（令和３年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年4月1日	高速鉄道昇降機設備監理業務委託	22,330,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道電力設備監理業務委託	35,970,000	企画総務部 総務課	京都地下鉄整備株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）	34,222,100	企画総務部 総務課	株式会社日立ビルシステム 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）	42,350,000	企画総務部 総務課	東芝エレベータ株式会社 関西支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）	19,338,000	企画総務部 総務課	フジテック株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）	39,171,000	企画総務部 総務課	日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	烏丸線信号設備保守管理業務委託	216,480,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	東西線信号設備保守管理業務委託	233,310,000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年4月1日	大型ノンステップバス（リース）	23,496,000	企画総務部 総務課	株式会社リアライズコーポレーション	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	大型ノンステップバス（売却）	42,526,424	企画総務部 総務課	株式会社リアライズコーポレーション	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	京都市高速鉄道駅職員業務委託（烏丸線）	2,418,841,194	高速鉄道部 運輸課	一般社団法人京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和３年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年4月1日	I C カード共同社局サーバ運用保守	15, 180, 000	高速鉄道部 電気課	アイテック阪急阪神株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	Kotochika（コトチカ）の運営管理等に係るアド バイザリー業務委託	11, 000, 000	企画総務部 営業推進課	株式会社メトロプロパティーズ	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務	32, 000, 000	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託	17, 131, 400	自動車部 運輸課	一般社団法人 京都市交通局協力会	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	管理の受委託（錦林京都）	823, 918, 700	自動車部 営業課	京都バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	管理の受委託（梅津ジェイアール）	1, 328, 207, 100	自動車部 営業課	西日本ジェイアールバス株式 会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	管理の受委託（洛西近鉄）	1, 500, 578, 200	自動車部 営業課	近鉄バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	管理の受委託（横大路阪急）	1, 526, 418, 300	自動車部 営業課	阪急バス株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月1日	管理の受委託（横大路エムケイ）	305, 001, 400	自動車部 営業課	エムケイ株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月13日	東西線５０系車両台車枠修繕業務	10, 230, 000	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材 事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年4月15日	集中エンコーダー改修（バス一日券価格改定に かかる改修）	5, 335, 000	企画総務部 総務課	日本信号株式会社 大阪支社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約一覧表（令和３年度上半期）

契約締結日	件名	契約金額(税込み) (単位：円)	契約担当課	契約の相手方の名称	根拠法令
令和3年5月25日	国際会館駅冷凍機蒸発器修復整備	11,000,000	企画総務部 総務課	ダイキン工業株式会社 西日本サービス部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年5月26日	財務会計システム更新業務	18,843,000	企画総務部 総務課	日本電気株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年5月27日	東西線設備管理盤	1,045,000,000	企画総務部 総務課	三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
令和3年6月25日	高速鉄道烏丸線レール削正工事	20,515,000	企画総務部 総務課	近鉄軌道エンジニアリング株式会社	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年7月2日	高速鉄道烏丸線運転指令所放送設備更新業務委託	13,200,000	企画総務部 総務課	NECネットエスアイ株式会社 京滋支店	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
令和3年7月7日	東西線５０系車両台車用空気ばね（第０２，０３編成）	23,865,600	企画総務部 総務課	住友商事株式会社 輸送機材事業第二部	地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

随意契約締結結果書

- 1 件名
ドライブレコーダー保守点検業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府吹田市豊津町12-14
クラリオンセールスアンドマーケティング株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
8,618,720円
- 7 契約内容
ドライブレコーダーの保守点検
- 8 随意契約の理由
保守点検を依頼するドライブレコーダーは、平成24年度、25年度に導入した上記業者が納入したものであり、納入した業者でなければ保守点検及び故障発生時の修理を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該製品を国内で販売しているのがクラリオン㈱だけであり、同社の100%出資子会社である上記業者のみが当該製品を取り扱っており、他社では、当該製品の構造、プログラム等の詳細を知りえず、保守点検及び故障発生時の修理対応が不可能であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その１）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町３－１ グランフロント大阪タワーＢ
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
７０，９６３，２００円
- 7 契約内容
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由
UNISYS－CS４４７０Ｄ型電子計算機械設備及びオペレーティングシステムを含むライセンスプログラム群（以下「プロダクト」という。）は上記業者のものであり、上記業者以外のものがプロダクトを提供することはできない。
プロダクトは排他的権利の対象にあたるため、電子計算機械設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービスを行えるのは、上記業者のみである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第１号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
人事給与システム運用保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
10,956,000円
- 7 契約内容
人事給与システムの運用保守に関する業務
- 8 随意契約の理由
人事給与システムの構築業務の入札に際し、システムの運用保守業務については、その性質上、設計及び開発を行った受託者が実施するものと仕様書に記載しており、本業務に関する費用や業務内容も評価対象とした総合評価競争入札を実施、受託したのが上記業者であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5, 235, 780円
- 7 契約内容
京都市交通局財務会計システム及び契約管理システムにおける保守業務
- 8 随意契約の理由
本件の業務の対象になる「財務会計システム」及び「契約管理システム」は、日本電気株式会社製のパッケージソフトをカスタマイズして、同社が開発したものである。
システムのプログラム等は一般に公開されておらず、保守管理に関して必要な専門知識・技術等は同社しか有していないため、同社以外では保守管理を行うことはできないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
料金センター精算システム保守業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
5,986,200円
- 7 契約内容
当局料金センターに設置している精算システムの保守管理
- 8 随意契約の理由
料金精算システムは、紙幣・硬貨を精算する機器の特異性から厳正に保守・点検を行う必要がある。そのためには、ハードウェア及びソフトウェアのシステム全体を理解し、完全な保守業務を行うための技術、体制、経験及び実績を有している必要がある。また、システム内容は第三者に開示されておらず、システムの開発、設計、製作を行った上記業者が保守業務を行うことが不可欠であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム実績収集系機器の保守
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区宮原1丁目2番33号
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 西日本社
- 6 契約金額（税込み）
37,532,000円
- 7 契約内容
バス運行総合システム実績収集系機器の保守を行う
- 8 随意契約の理由
稼働中のシステムに支障を生じさせることなく、本契約を遂行するためには、既存の設備の設計内容に加え、既存システムのソフトの構成に関しても、把握している必要がある。
この条件を満たし、本システムに係る特許を使用する権利を有する者は上記業者しかいないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電子計算機設備及びライセンスプログラムの賃借並びに保守サービス（その２）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町３－１グランフロント大阪タワーＢ
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
２３，６９２，０２０円
- 7 契約内容
機械設備等の賃借及び保守
- 8 随意契約の理由
本契約における電子計算機設備及びライセンスプログラム（以下「電子計算機設備等」という。）は、上記業者が独自に開発したバス運行総合システム（事務処理系）を稼働させるための設備であり、上記業者以外に本システムを稼働するための設備構築を行える者はいない。
また、電子計算機設備等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム事務処理系機器及びライセンスプログラム類の賃借
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
日本ユニシス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
10,983,522円
- 7 契約内容
バス運行総合システム事務処理系機器などの賃借及び保守を行う
- 8 随意契約の理由
当局のバス運行総合システム事務処理系システム及びライセンスプログラム類（以下、「システム等」という。）は上記業者が開発を行ったものであり、上記業者以外に既存のシステム等へ入出力できる機器の構築を行える者はいない。
また、システム等は上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有し、その内容は第三者に公開されていないため、上記業者以外の者が保守サービスを行うことができない。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区城見一丁目4番24号
NECネクサソリューションズ株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
37,105,332円
- 7 契約内容
バス運行総合システム〔実績収集系〕の機器保守及び通信回線の維持管理を行う
- 8 随意契約の理由
本業務は、バス運行総合システム〔実績収集系〕（以下「実績収集系」という。）の機器保守及び通信回線の維持管理を行う業務である。
実績収集系は、上記業者が独自に設計、構築したものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有していることから、稼働中のシステムに支障を生じることなく、本契約を遂行できるのは、上記業者のみであるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

バスＩＣカードバスサーバ保守業務

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和３年４月１日

4 履行期間

令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区東天満２丁目６番５号Ｉ・Ｓ南森町ビル４階
レシップ株式会社 大阪営業所

6 契約金額（税込み）

８，３１６，０００円

7 契約内容

バスＩＣカードバスサーバの保守業務

8 随意契約の理由

本件は、「バスＩＣカードシステム」の運用に必要なサーバの保守及びシステム障害発生時の対応を行う業務である。本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。

本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であるため、競争入札に適さないため、随意契約を行う。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

10 契約の相手方の選定理由

上記業者が、「バスＩＣカードシステム」バスサーバのソフト開発メーカーであるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バスＩＣカードシステム社局サーバ運用保守
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区海老江１丁目１番３１号
アイテック阪急阪神株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１１，１７４，４６０円
- 7 契約内容
バスＩＣカードシステム社局サーバの運用保守業務
- 8 随意契約の理由
本件は、「バスＩＣカードシステム」の運用に必要なサーバの保守及びシステム障害発生時の対応を行う業務である。本業務を実施するためには、本システムのソフト開発メーカーでしか保有していない情報が必要であるが、その情報については、一般に公開されていない。
本件は、本システムのソフト開発メーカーでしか履行できない業務であるため、競争入札に適さないため、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が、当局が使用している社局サーバシステムの設計及び製造をした業者であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区中堂寺南町134番地
公益財団法人京都高度技術研究所
- 6 契約金額（税込み）
6,771,600円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステム維持管理業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、インターネット型バスロケーションシステムの維持管理を行うものである。
当局で使用している当該機器のモニター上に表示するバス接近情報等のソフトウェアは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
30,690,000円
- 7 契約内容
インターネット型バスロケーションシステム機器保守管理業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、インターネット型バスロケーションシステムの定期点検、整備、障害復旧や機器の修理等を行うものである。
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,795,600円
- 7 契約内容
無線型バスロケーションシステム保守管理業務
- 8 随意契約の理由
本業務は、無線型バスロケーションシステムの機器の定期点検整備、障害復旧や機器修理等の保守管理を行うものである。
当局で使用している当該機器のシステムは、上記業者が独自に開発・運営しているものであり、詳細な技術情報は上記業者のみが保有する。また、その内容は第三者には公開されていないことから、上記業者以外の者が本業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
77,242,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意を払い，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（10系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が10系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局向けの車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両全般検査，重要部検査（制御，ブレーキ）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
83,050,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（制御，ブレーキ装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
東西線高速車両（50系車両）の制御装置及びブレーキ装置は，三菱電機株式会社が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，三菱電機株式会社以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の車両部品に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

ホームドア設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号清和梅田ビル
川崎重工業株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

192,126,000円

7 契約内容

東西線ホームドア設備の保守管理

8 随意契約の理由

ホームドア設備は、地下鉄車両の停車及び発車に合わせ、ホームドアの開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており、乗客の安全を確保し、列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。

各装置や電子機器等それぞれの管理業務を行うものは複数存在するが、ホームドア設備全体の品質管理を一括して行うことができるとともに、緊急対応の体制が整備されている唯一の業者は、ホームドア設備を施工した川崎重工業のみであるため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道烏丸線運転指令所列車無線電話設備更新（業務委託）

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所

6 契約金額（税込み）

42,350,000円

7 契約内容

運転指令所列車無線電話設備の更新

8 随意契約の理由

今回更新する運転指令所列車無線電話設備と既設の基地局装置とは密接不可分の関係にあり、整合性を保つためには、同一の業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一、整合性が保てずに通話ができない状態になると、正常な列車運行ができず、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。

従って、本件の履行には既設設備の製作・施工を行い、設備全体を十分に把握している上記業者でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
列車無線電話設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区曽根崎2丁目5番10号梅田パシフィックビルディング7F
八幡電気産業株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
15,290,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線、東西線に設置されている列車無線電話設備の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由
列車無線電話設備（以下、「本設備」という。）は、列車と運転指令所間との電話連絡を行うための設備である。
当該業務は、本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、本設備を製作し施工を行った上記業者でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線 10 系車両台車装置ブレーキ下ばりつり受座改造業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
9, 858, 112 円
- 7 契約内容
烏丸線 10 系車両の台車装置ブレーキ下ばりつり受座の改造
- 8 随意契約の理由
烏丸線 10 系車両の台車装置は、日本製鉄株式会社が 10 系車両用に特別に設計、製作したものであり、日本製鉄株式会社でなければ、その詳細が分からず、本業務を履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者が京都市交通局の電車車両の台車装置、連結装置及び関連車両品の販売、修理及び改造に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線運転指令所有線電話設備更新業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
95,700,000円
- 7 契約内容
運転指令所有線電話設備の更新
- 8 随意契約の理由
運転指令所有線電話設備は、列車の運行管理上の指令及び沿線や構内作業時の連絡に使用する通信設備であり、駅及び隧道内に設置される現行システムと密接不可分の関係にあるため、既設機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とし、他の業者では履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
有線電話・情報伝送路設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
48,730,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線，東西線に設置されている，有線電話及び情報伝送路設備の保守管理業務の委託
- 8 随意契約の理由
有線電話設備は，列車の運行管理上の指令及び沿線や構内作業時の連絡に使用する通信設備である。また，情報伝送路設備は光回線によって各種通信情報を多重化し，効率的に伝送を行うための設備である。
当該業務は，各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し，当該設備に関わる高度な知識・技術を必要とするため，他の業者では履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
有線電話設備，情報伝送路設備はいずれも，日本電気（株）が製作し，設置したものである。また，保守管理は，日本電気（株）の関連会社である（株）NECネットエスアイが専門で行っているため，上記業者を選定する。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線運転指令所 I T V 設備更新業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区本町四丁目 2 番 1 2 号
東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
3 2, 4 5 0, 0 0 0 円
- 7 契約内容
運転指令所 I T V 設備の更新
- 8 随意契約の理由
今回更新する運転指令所 I T V 設備と既設の各駅 I T V 制御装置とは密接不可分の関係にあり、整合性を保つためには、同一の業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一、整合性が保てずに指令所での列車監視ができない状態になると、列車遅延や運休など地下鉄を利用するお客様への甚大な支障が生じる。
従って、本件の履行には既設設備の製作・施工を行い、設備全体を十分に把握している上記業者でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号
- 1 0 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり
- 1 1 その他

随意契約締結結果書

1 件名

I T V設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市中心区本町四丁目2番12号

東芝通信インフラシステムズ株式会社 関西支店

6 契約金額（税込み）

29,040,000円

7 契約内容

烏丸線、東西線のI T V設備の定期点検及び故障時対応等の保守管理業務の委託

8 随意契約の理由

I T V設備（以下、「本設備」という。）は、駅ホーム・コンコース等にカメラを設置し、モニタにより監視を行うための設備である。

当該業務は、本設備各機器と設備全体のシステム構成を完全に把握し、本設備に関わる高度な知識・技術を必要とすることから、他の業者では履行することは出来ないため、上記業者を指定するものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本設備は、株式会社東芝及び東芝特機電子株式会社（現 東芝通信インフラシステムズ株式会社）が製作し設置したものであり、保守管理は株式会社東芝の関連会社である東芝通信インフラシステムズ株式会社が専門で行っているため、上記業者を選定する。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
可動式ホーム柵設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
25,465,000円
- 7 契約内容
烏丸線3駅（烏丸御池，四条，京都）に設置している可動式ホーム柵の保守点検，整備，修繕，緊急対応を行う。
- 8 随意契約の理由
可動式ホーム柵設備は，地下鉄車両の停車及び発車に合わせ，可動式ホーム柵の開閉動作を安全に行う駆動装置や制御装置等から構成されており，乗客の安全を確保し，列車の定時運行を行うための極めて重要な設備である。
可動式ホーム柵設備全体の品質管理を一括して行うことが可能であること，緊急対応の体制が整備されていることに加え，可動式ホーム柵を製作した三菱電機から可動式ホーム柵の保守担当会社に指定されている唯一の業者は，上記業者のみであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（鞍馬口駅ほか）

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号

三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）

65,479,920円

7 契約内容

高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由

本業務は、地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、それら定期点検及び修理等において24時間365日体制で作業が可能であり、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて系列会社である三菱電機（株）の製造であるため、上記業者が唯一、迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故及び故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

三菱電機株式会社の昇降機部門の保守と部品供給を行う関連会社であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両全般検査，重要部検査（保安）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町２０番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
１３，２００，０００円
- 7 契約内容
烏丸線１０系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）
- 8 随意契約の理由
本業務は，鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び京都市高速鉄道安全管理規程並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に行なわれなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。
烏丸線高速車両（１０系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が１０系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

東西線高速車両全般検査，重要部検査（保安）

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店

6 契約金額（税込み）

12,375,000円

7 契約内容

東西線50系車両の全般検査及び重要部検査（保安装置関係）

8 随意契約の理由

本業務は，京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて，車両の安全確保のために細心の注意をはらい，入念，丁寧に履行されなければならない。車両の各装置単体の点検整備及び検査のみならず，その各装置が車両に組合された状態において，装置間の整合性も考慮した機能確認が最重要であるため，車両全般にわたる知識及び能力が必要不可欠となる。

東西線高速車両（50系車両）の保安装置は，株式会社日立製作所が50系車両用に特別に設計，製作したものであり，株式会社日立製作所以外の業者では装置の詳細が分からず，点検整備及び検査ができないため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
運行管理設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
株式会社日立製作所 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
27,500,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線の運行管理設備に係る運用保守業務（点検整備業務，障害対応業務を含む。）
- 8 随意契約の理由
運行管理設備の点検整備に必要な知識・技術は，本設備及び関連諸設備を含む列車運行全般に関わる高度なものが要求されるため，本設備の製作・施工を行った者が適切な保守を行わなければ，本設備のみならず関連諸設備を含むシステムとしての障害につながり，列車運行に遅延，停止，運休などの重大な影響を与えることになる。
したがって，本設備を製作・施工した上記業者でなければ本業務を履行することはできないため，上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,480,000円
- 7 契約内容
烏丸線10系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
本業務に必要な烏丸線10系車両の知識、監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線高速車両保守及び作業監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,620,000円
- 7 契約内容
東西線50系車両の保守及び作業監理業務委託
- 8 随意契約の理由
本業務は、京都市高速鉄道安全管理規程及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令並びに京都市高速鉄道車両実施基準等の法令に基づいて、車両の安全確保のために細心の注意をはらい、入念、丁寧に履行されなければならない。さらに、業務の実施においては、複数の業者を取りまとめ、車両の経年変化による損傷の実態に即した統一的な作業指示、工程調整、安全管理及び連絡調整を迅速に対応できることが必要である。
本業務に必要な東西線50系車両の知識、，監理能力及び安全確保の知識を有し、かつ車両に組成された各装置を一元的に管理することができる者は、上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

建築・機械設備監理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社

6 契約金額（税込み）

104,940,000円

7 契約内容

別途契約する高速鉄道施設の建物や機械設備，烏丸営業所の機械設備の保守管理業務を統括し，保守業者への指示，指導を行い，地下鉄及び市バスの営業に係る建物や機械設備の安全管理，保守業務の工程管理，緊急時の対応等，常に旅客の安全を最優先にしつつ交通局関係各所と日常的に連絡調整を行うもの。

8 随意契約の理由

業務の実施においては，複数の点検業者を取りまとめ，駅や市バスの業務の実態に即した統一的な安全管理，工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。

上記業者は，鉄道施設及び市バス営業所の建物や機械設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道駅電気設備ほか監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
46,310,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道烏丸線及び東西線の駅電気設備，駅弱電設備，駅出改札設備ほかの保守業務について旅客や運行に対する安全を確保しつつ，監理業務を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当該設備は，いずれも鉄道営業や旅客の安全に直接，影響を及ぼす設備であり，業務の実施においては，複数社からなる点検業者を取りまとめて駅の営業実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は，長年にわたり鉄道電気設備の一括した保守業務に携わっており，一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが，全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため，上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道昇降機設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
22,330,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理業務に対する監理
- 8 随意契約の理由
業務の実施においては、複数の点検業者を取りまとめて駅業務の実態に即した統一した安全管理、工程調整及び事故時の連絡調整を迅速かつ的確に対応できる業者であることが条件となる。
昇降機設備それぞれの管理業務を行うものは他にも存在するが、上記業者は、鉄道設備全般に対する安全対策等のマネジメントを含めて履行できる唯一の業者であるため、上記の業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道電力設備監理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区安朱中小路町15番地の4
京都地下鉄整備株式会社
- 6 契約金額（税込み）
35,970,000円
- 7 契約内容
別途契約する高速鉄道電力設備定期検査業務委託の保守業務について鉄道運行に対する安全を確保しつつ、監理業務を行うもの。また、各変電所の日常点検を行うもの。
- 8 随意契約の理由
当該設備は、鉄道運行に必要不可欠な信号設備や電車に電力供給するものであり、いずれの業務も終電後の限られた時間の中で行われ、遅延やミスによる停電は許されない条件の下、多数に渡る業者が施工した電力設備相互の関係を把握し、鉄道運行の実態に即した統一的な安全管理や工程調整について迅速かつ的確に対応できる業者であることが要求される。
上記業者は、長年にわたり鉄道電力設備の一括した保守業務に携わっており、一つ一つの業務を行うものは他にも存在するが、全ての業務を一括して調整監理できる者は上記業者に限られるため、上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（丸太町駅ほか）

2 契約担当課
企画総務部総務課

3 契約締結日
令和3年4月1日

4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2番1号
株式会社日立ビルシステム 関西支社

6 契約金額（税込み）
34,222,100円

7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由
本業務は、地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、それら定期点検及び修理等において24時間365日体制で作業が可能であり、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故及び故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（国際会館駅ほか）

2 契約担当課
企画総務部総務課

3 契約締結日
令和３年４月１日

4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋１丁目１番地４３
東芝エレベータ株式会社 関西支社

6 契約金額（税込み）
４２，３５０，０００円

7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由
本業務は、地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検，整備，緊急対応及び障害復旧を実施するものであり，それら定期点検及び修理等において２４時間３６５日体制で作業が可能であり，一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ，設備に習熟し，必要な修理部品も常備していることが必要となるが，本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため，上記業者が唯一，迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また，事故及び故障等の再発防止を図る際に，上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが，最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（今出川駅ほか）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通高倉西入立売西町８２番地京都恒和ビル
フジテック株式会社 京滋支店
- 6 契約金額（税込み）
１９，３３８，０００円
- 7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理
- 8 随意契約の理由
本業務は、地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検，整備，緊急対応及び障害復旧を実施するものであり，それら定期点検及び修理等において２４時間３６５日体制で作業が可能であり，一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ，設備に習熟し，必要な修理部品も常備していることが必要となるが，本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため，上記業者が唯一，迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また，事故及び故障等の再発防止を図る際に，上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが，最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
高速鉄道 昇降機設備 保守管理業務委託（五条駅ほか）

2 契約担当課
企画総務部総務課

3 契約締結日
令和3年4月1日

4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽大物町2-8
日本オーチス・エレベータ株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）
39,171,000円

7 契約内容
高速鉄道に設置している昇降機設備の保守管理

8 随意契約の理由
本業務は、地下鉄施設における移動円滑化設備である昇降機の点検、整備、緊急対応及び障害復旧を実施するものであり、それら定期点検及び修理等において24時間365日体制で作業が可能であり、一般には公開されていない制御基盤等の技術情報の開示が受けられ、設備に習熟し、必要な修理部品も常備していることが必要となるが、本業務範囲の昇降機はすべて上記業者の製造であるため、上記業者が唯一、迅速かつ的確に完全復旧を行うことができる業者である。また、事故及び故障等の再発防止を図る際に、上記業者が原因の究明及び対策の実施を行うことが、最も適任で責任の所在も明確である。これらの体制がとれる業者として設備の設置以降この業務に携わっている上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
烏丸線信号設備保守管理業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町2番4号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
216,480,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）及び定期整備検査
- 8 随意契約の理由
信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、現行の信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。
したがって、国際会館～竹田間及び竹田車両基地の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

東西線信号設備保守管理業務委託

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区小松原町2番4号

日本信号株式会社 大阪支社

6 契約金額（税込み）

233,310,000円

7 契約内容

高速鉄道東西線の信号設備の維持管理（緊急保守及び保守管理）及び定期整備検査

8 随意契約の理由

信号設備は、列車の衝突や脱線を防ぎ、列車の運転を安全かつ能率的にサポートするためのシステムである。そのシステムを構成するATC装置等は、極めて特殊な設備であり、現行の信号保安設備の施工業者以外が本業務を行うことは、ソフトウェアを含めた信号保安設備との調整が取れないため、システム全体の確認が行えず、信号保安設備に対して重大な障害が発生し、列車運行の遅延及び停止等の重大な支障が生じることになる。

したがって、六地蔵～太秦天神川間及び醍醐車庫の信号保安設備工事を施工した上記業者を指定するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス（リース）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和１３年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木６丁目１０番１号六本木ヒルズ森タワー３４階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
２３，４９６，０００円
- 7 契約内容
当局が購入したバス車両をいったん事業者に売却し，当該車両を事業者からリースにより借り受ける「セールアンドリースバック方式」におけるリース契約
- 8 随意契約の理由
令和元年１０月に公募した「市バス車両のリースによる調達に係る提案」において選定され，その提案内容で令和２年４月に市バス車両のリース契約を行った上記業者から，同じ内容で新たに２両のリース契約について提案があった。
上記業者提案のセールアンドリースバック契約は，上記業者独自のノウハウにより実現されており，他の者では同内容での提案ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
大型ノンステップバス (売却)
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和3年4月1日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー34階
株式会社リアライズコーポレーション
- 6 契約金額(税込み)
42,526,424円
- 7 契約内容
当局が購入したバス車両をいったん事業者に売却し、当該車両を事業者からリースにより借り受ける「セールアンドリースバック方式」における売却契約
- 8 随意契約の理由
令和元年10月に公募した「市バス車両のリースによる調達に係る提案」において選定され、その提案内容で令和2年4月に市バス車両のリース契約を行った上記業者から、同じ内容で新たに2両のリース契約について提案があった。
上記業者提案のセールアンドリースバック契約は、上記業者独自のノウハウにより実現されており、他の者では同内容での提案ができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

京都市高速鉄道駅職員業務委託（烏丸線）

2 契約担当課

高速鉄道部運輸課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市右京区太秦下刑部町12

一般社団法人京都市交通局協力会

6 契約金額（税込み）

2,418,841,194円

7 契約内容

高速鉄道烏丸線8駅（松ヶ崎，北山，鞍馬口，丸太町，五条，九条，十条，くいな橋）における駅職員業務委託

8 随意契約の理由

駅職員の業務は、多種の運賃制度及び駅務機器の複雑な操作に精通し、運賃等に間違いが無いよう乗車券類の取扱いを行わなければならない。また、事故等の異常時には、旅客の安全確保に努め、列車運行上の安全に係る業務を行わなければならない。

このような鉄道事業における駅職員業務の特殊性に鑑み、鉄道事業に関する業務に携わった経験を持つとともに、駅職員の育成、管理を充分に行う能力を持つ事業者を選定する必要があるため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

公募要項及び事業者の選定基準を定めて公募を行い、「京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会」において、審査した結果、上記業者が適当であると判断されたため。

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

I C カード共同社局サーバ運用保守

2 契約担当課

高速鉄道部電気課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市福島区海老江1丁目1番31号

アイテック阪急阪神株式会社

6 契約金額（税込み）

15,180,000円

7 契約内容

平成24年度からアイテック阪急阪神株式会社が提供しているI C カード共同社局サーバシステムを正常に稼働させるために、運用保守契約を締結するものである。

8 随意契約の理由

I C カードシステムにおいて、当局はI C カード共同社局サーバを利用している。このI C カード共同社局サーバはスルッとKANSAIに承認される必要があるが、承認を受けている事業者はアイテック阪急阪神株式会社のみである。既設の機器、システムに支障をきたすことなく社局サーバシステムを運用していくためには、対象機器の設計及び製作を行った上記業者でなければならない。

以上の理由により、アイテック阪急阪神株式会社と契約をするものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

K o t o c h i k a（コトチカ）の運営管理等に係るアドバイザー業務委託

2 契約担当課

企画総務部営業推進課

3 契約締結日

令和3年4月1日

4 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都台東区東上野六丁目9番3号

株式会社メトロプロパティーズ

6 契約金額（税込み）

11,000,000円

7 契約内容

K o t o c h i k aの運営管理等に係るアドバイザー業務

8 随意契約の理由

K o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの増収を図るためには、店舗契約期間の満了に伴うリーシングや個店への販促活動を行うことが必要不可欠となる。

上記業者は、k o t o c h i k a四条を始め、当局における駅ナカビジネスの開発コンセプトを手掛け、k o t o c h i k aブランドの確立、収益増、イメージアップ等に大きな成果を上げており、運営管理等のアドバイザー業務も行っている。また、東京メトロの駅ナカビジネス等のプロパティマネジメント、リーシングマネジメントを実施するなど、それら高度なノウハウや専門的知識を有する業者である。

k o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの更なる増収に向けた戦略を打ち出すためには、豊富なノウハウに加え、これまでのk o t o c h i k a及び駅ナカビジネスの展開を引き継ぎ、発展させていく必要があるため、上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市バス“おもてなしコンシェルジュ”業務
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人
京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
32,000,000円
- 7 契約内容
市バス・地下鉄等の交通案内，沿線の観光情報等の案内，市バス・地下鉄のPR活動等
- 8 随意契約の理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は令和元年度に実施したプロポーザルにおいて，評価基準（業務実施計画，おもてなし向上の方策，案内活動に対する企画提案，見積金額）に沿って審査し，選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都駅前バス乗り場における旅客案内業務委託
- 2 契約担当課
自動車部運輸課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区太秦下刑部町12
一般社団法人
京都市交通局協力会
- 6 契約金額（税込み）
17,131,400円
- 7 契約内容
京都駅前バス乗り場におけるお客様への乗り場・路線等の案内，お客様の整理・整列等
- 8 随意契約の理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにより選定された相手方であるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は平成29年度に実施したプロポーザルにおいて，評価基準（お客様サービス，運営体制，組織の安定性等）に沿って審査し，選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（錦林京都）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨明星町１番地の１
京都バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
８２３，９１８，７００円
- 7 契約内容
錦林出張所の１７，１０２，２０３，循環２号系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス錦林出張所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第２条において，委託期間を５年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ，平成３０年８月２９日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において，「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（梅津ジェイアール）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市此花区北港1丁目3番23号
西日本ジェイアールバス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,328,207,100円
- 7 契約内容
梅津営業所の8,10,11,26,59,86号系統に係る運転業務及び運行管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス梅津営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において、委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ、平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において、「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（洛西近鉄）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市小阪1丁目7番1号
近鉄バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,500,578,200円
- 7 契約内容
洛西営業所の28, 29, 33, 42, 70, 73, 78, 91, 西1, 西2, 西3, 西4, 西5, 西6, 西8号系統に係る運転業務, 運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス洛西営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において, 委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ, 平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において, 「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路阪急）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和3年4月1日
- 4 履行期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府豊中市庄内西町五丁目1番24号
阪急バス株式会社
- 6 契約金額（税込み）
1,526,418,300円
- 7 契約内容
横大路営業所の13,18,19,20,22,43,58,69,81,105,南1,南2,南3,南5号系統に係る運転業務,運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第2条において,委託期間を5年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ,平成30年8月29日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において,「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
管理の受委託（横大路エムケイ）
- 2 契約担当課
自動車部営業課
- 3 契約締結日
令和３年４月１日
- 4 履行期間
令和３年４月１日から令和４年３月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区西九条東島町６３－１
エムケイ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
３０５，００１，４００円
- 7 契約内容
横大路営業所の１６，８４，南８号系統に係る運転業務，運行管理業務及び整備管理業務
- 8 随意契約の理由
「市バス横大路営業所に係る管理の受委託に関する基本契約書」第２条において，委託期間を５年間と定めているため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
受託者を募集したうえ，平成３０年８月２９日に開催した管理の受委託の受託者選定委員会において，「財政効果」及び「運行の安全性」等を審議し選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

東西線 50 系車両台車枠修繕業務

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和 3 年 4 月 13 日

4 履行期間

令和 3 年 4 月 14 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部

6 契約金額（税込み）

10,230,000 円

7 契約内容

東西線 50 系車両の台車枠の修繕

8 随意契約の理由

東西線 50 系車両の台車は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では、本部品の詳細が十分に把握できず、業務を履行できない。そのため、台車枠修繕業務を確実に実施し、安全運行を確保するため、日本製鉄株式会社と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
集中エンコーダー改修（バス一日券価格改定にかかる改修）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年４月１５日
- 4 履行期間
令和３年４月１６日から令和３年８月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区小松原町２番４号
日本信号株式会社 大阪支社
- 6 契約金額（税込み）
５，３３５，０００円
- 7 契約内容
バス一日券の新価格に対応した磁気情報をカード乗車券に入力するための機器改修
- 8 随意契約の理由
集中エンコーダは、当局が発行する磁気カード乗車券に磁気情報を入力する機器である。バス一日券の価格改定に伴い新価格に対応した磁気情報をカード乗車券に入力できるように機器改修を行うものである。
集中エンコーダの改修については、既存のシステム等の機能に支障をきたさずにソフトウェアの改修を行う必要があり、対象機器の設計及び開発を行った上記業者でなければ履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

国際会館駅冷凍機蒸発器修復整備

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年5月25日

4 履行期間

令和3年5月26日から令和3年7月16日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区錦町4番82号

ダイキン工業株式会社 西日本サービス部

6 契約金額（税込み）

11,000,000円

7 契約内容

国際会館駅の冷凍機の気密不良を修復するため、冷凍機を部分的に分解し、内部の冷水管を取り替えることにより修復するもの

8 随意契約の理由

冷凍機の詳細な構造や使用されている部品の形状、材質等は製造業者しか知りえない事項が多く、分解から組立、試験調整までの作業には製造業者の持つ専門的な知識や技術が不可欠である。したがって、冷凍機の製造業者である上記業者と随意契約を行うものである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
財務会計システム更新業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年5月26日
- 4 履行期間
令和3年5月27日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,843,000円
- 7 契約内容
京都市交通局財務会計システムの更新業務
- 8 随意契約の理由
本件の業務の対象になる「財務会計システム」は、日本電気株式会社製のパッケージソフトをカスタマイズして、同社が開発したものである。
システムのプログラム等は一般に公開されておらず、更新業務に関して必要な専門知識・技術等は同社しか有しておらず、同社以外が更新業務を行うことはできないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線設備管理盤
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年5月27日
- 4 履行期間
令和3年5月28日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
1,045,000,000円
- 7 契約内容
東西線地下駅舎における排煙設備の連動制御・状態監視，空気調和・衛生設備の自動発停制御・状態監視，消火設備の状態監視及びホームドアの状態監視を行う設備管理盤の更新
- 8 随意契約の理由
東西線の各駅に設置している設備管理盤は，山科設備事務所の設備監視装置により，全駅の情報を集約管理し，駅間通信により排煙設備の連動制御を行っていることから，山科設備事務所の設備監視装置や他の駅の設備管理盤と相互通信できるよう，完全に整合させなければならない。
また，設備管理盤の更新作業は，地下鉄営業時間外の限られた時間で迅速かつ確実に行う必要がある。このような条件を満たせるのは，山科設備事務所の設備監視装置や設備管理盤を製作した三菱電機株式会社の保守・更新・部品供給を行う三菱ビルテクノサービス株式会社以外には，実施することができないため，随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線レール削正工事
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年6月25日
- 4 履行期間
令和3年6月26日から令和3年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
20,515,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線において16頭式レール削正車を使用して、レール踏面の波状磨耗及びシェリングを削正する工事
- 8 随意契約の理由
上記業者は、近鉄京都線のレール削正を請負い、16頭式レール削正車を所有しているため、近鉄京都線と相互乗り入れをしている烏丸線へレール削正車を容易に搬入することができ、陸送でレール削正車を運搬するよりも、工程及び経済的に有利に施工することが可能となるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名
高速鉄道烏丸線運転指令所放送設備更新業務委託

2 契約担当課
企画総務部総務課

3 契約締結日
令和3年7月2日

4 履行期間
令和3年7月3日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
NECネットエスアイ株式会社 京滋支店

6 契約金額（税込み）
13,200,000円

7 契約内容
運転指令所放送設備の更新

8 随意契約の理由
今回更新する運転指令所放送設備と既設の各駅自動案内放送装置とは密接不可分の関係にあり、整合性を保つためには、同一の業者が製作した設備で疎通を図る必要がある。万が一、整合性を保てずに自動放送の指示ができない状態になると、旅客案内放送を十分に行えなくなりお客様へ甚大な支障が生じる。

従って、本件の履行には既設設備の製作・施工を行い、設備全体を十分に把握している上記業者でなければ履行することができないため、上記業者を指定するものである。

9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車用空気ばね（第 02，03 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 7 月 7 日
- 4 履行期間
令和 3 年 7 月 8 日から令和 4 年 8 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
23,865,600 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の台車用空気ばねの購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車用空気ばねは、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に、特別に設計及び製作したもので、本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
一日券等の価格適正化に伴う運賃箱等のソフト改修
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年7月16日
- 4 履行期間
令和3年7月17日から令和3年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
29,920,000円
- 7 契約内容
一日券等の価格適正化に伴う運賃箱等のソフト改修
- 8 随意契約の理由
本件は、企画乗車券の価格適正化に対応するため、運賃箱等のソフトを改修するものである。
本業務を実施するにあたっては、既存の運賃箱等のソフトを改修するため、運賃箱等に関する技術的な情報を保有する必要がある。運賃箱等のソフトウェアにかかわる著作権並びに詳細な技術情報を保有するのは、運賃箱等を設計及び製作した上記業者に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
京都市高速鉄道レール及び溶接部探傷検査業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年7月19日
- 4 履行期間
令和3年7月20日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町4番13号
近鉄軌道エンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,850,000円
- 7 契約内容
高速鉄道烏丸線及び東西線においてレール探傷車を使用して、レール内部や溶接部の傷を探查する業務
- 8 随意契約の理由
本業務において使用するレール探傷車は、烏丸線及び東西線の軌間及び建築限界の基準に合致し、当局の検査基準を満たすものでなければならず、レール内部傷や底部欠損等を精度良く発見できる探触子が搭載されていなければならない。
この特殊な車両（松山重車輛工業㈱、東京計器レールテクノ㈱、近畿日本鉄道㈱、近鉄軌道エンジニアリング㈱共同開発）を所有し、検査業務を行うことができるのは、上記業者だけであるため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

ツインオートリフト部分更新

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年7月29日

4 履行期間

令和3年7月30日から令和4年3月20日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市右京区西院平町拾番地

株式会社大黒商会

6 契約金額（税込み）

10,109,000円

7 契約内容

ツインオートリフトの部分更新

8 随意契約の理由

オートリフト部分更新については、既存の外部構成部品は再使用し、内部の油圧装置、安全装置及び、制御装置の部品交換を行う予防整備である。交換にあたっては、部品供給及び分解作業が装置製造元から許可を受けている業者に限られており、京都市内では一者に限られているため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

今回、部分更新を行うツインオートリフトはアルティア製であり、代理店は京都市内において上記業者に限られているため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
竹田車両基地天井クレーン装置（7.5 t／2.5 t）部分更新
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年7月29日
- 4 履行期間
令和3年7月30日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区本町一丁目8番12号
株式会社日立プラントメカニクス 関西支店
- 6 契約金額（税込み）
29,975,000円
- 7 契約内容
竹田車両基地の天井クレーン装置の部分更新
- 8 随意契約の理由
本装置は、日立機電工業株式会社（現・株式会社日立製作所）が設計及び製作したものであり、日立機電工業株式会社のクレーン事業の移管先である株式会社日立プラントメカニクスでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず設計、製作及び納入することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
統括管理サーバ購入
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年8月5日
- 4 履行期間
令和3年8月6日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県尼崎市潮江1丁目1番33号
株式会社ＪＲ西日本テクシア ＩＣシステム本部
- 6 契約金額（税込み）
11,770,000円
- 7 契約内容
本件は、ＩＣＯＣＡ取扱い機器（係員定期券発行機、自動券売機及び係員処理端末機）から西日本旅客鉄道（株）（以下、「ＪＲ西日本」という。）のＩＤ管理センタサーバへデータを送信するための統括管理サーバを、既存機器の経年劣化により更新するものである。
- 8 随意契約の理由
ＪＲ西日本のＩＤ管理センタサーバへデータを送信するための統括管理サーバを、既存機器の経年劣化により更新するものである。上記業者は、ＪＲ西日本の関連会社で、システムに関する技術的な全ての情報を保有し、ソフトを開発、サーバの販売を行っている唯一の業者であるため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
企画乗車券価格改定（自動券売機等）改修業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和３年８月６日
- 4 履行期間
令和３年８月７日から令和３年１０月１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市福島区福島３丁目１４番２４号
オムロン ソーシャルソリューションズ株式会社 大阪事業所
- 6 契約金額（税込み）
２４，７５０，０００円
- 7 契約内容
企画乗車券の価格改定の施策を実施するにあたり，駅務機器の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
上記業者は，システムのソフトウェア設計及び製作を行っており，システムに関する技術的な全ての情報を保有している。よって，既存システムの機能に支障を来さずに改修を実施できるのは，詳細な技術情報を保有する上記業者のみであるため，随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
料金精算システム端末更新業務
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年8月24日
- 4 履行期間
令和3年8月25日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区東天満2丁目6番5号I・S南森町ビル4階
レシップ株式会社 大阪営業所
- 6 契約金額（税込み）
13,951,300円
- 7 契約内容
当局料金センターに設置している料金精算システムの端末部分の更新
- 8 随意契約の理由
端末を更新するにあたり、既存の料金精算ソフトを使用するため、システムの機能に支障をきたさずに機器の更新を行うためには、対象システムの設計及び開発を行った上記業者でなければ履行することができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両用車輪（第 14 編成）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 8 月 24 日
- 4 履行期間
令和 3 年 8 月 25 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
28,890,620 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の車輪の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両台車の車輪は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両自動高さ調整装置部品
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 8 月 25 日
- 4 履行期間
令和 3 年 8 月 26 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
10,164,000 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の自動高さ調整装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両台車の自動高さ調整装置は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に特別に設計及び製作したもので、本部品は日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
東西線 50 系車両台車及び連結装置部品
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和 3 年 8 月 25 日
- 4 履行期間
令和 3 年 8 月 26 日から令和 4 年 11 月 30 日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号
住友商事株式会社 輸送機材事業第二部
- 6 契約金額（税込み）
11,261,448 円
- 7 契約内容
東西線 50 系車両の台車及び連結装置部品の購入
- 8 随意契約の理由
東西線 50 系車両の台車及び連結装置部品は、日本製鉄株式会社が 50 系車両用に、特別に設計及び製作したもので、日本製鉄株式会社以外の業者では製作できないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局の台車部品に関する日本製鉄株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年9月2日
- 4 履行期間
令和3年9月3日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
新潟県新潟市中央区上所中三丁目14番8号
新潟通信機株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,001,160円
- 7 契約内容
バスロケーションシステム標識柱の更新
- 8 随意契約の理由
当該機器の更新に当たっては、既存システムが機能を損なうことなく契約の目的を達成することが求められる。このため、設置・試験調整や機器の動作確認など、システムが正常に稼働するよう施工する必要があることから、上記業者以外の者が当該業務を行うことができないため。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道東西線蹴上駅昇降機設備オーバーホール業務委託（エスカレーター）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年9月10日
- 4 履行期間
令和3年9月11日から令和4年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号
三菱電機ビルテクノサービス株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
18,986,000円
- 7 契約内容
蹴上駅に設置している昇降機設備（エスカレーター）のオーバーホール
- 8 随意契約の理由
本業務は、東西線蹴上駅に設置しているエスカレーターのオーバーホールを行うものである。
交換対象の踏段等は、現行の昇降機設備専用に設計及び製作したものであり、製造業者である三菱電機株式会社以外では製作することができないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
三菱電機株式会社の昇降機部門の保守と部品供給を行う関連会社であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

高速鉄道烏丸線北大路駅可動式ホーム柵設置工事

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年9月22日

4 履行期間

令和3年9月23日から令和5年1月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区西洞院通塩小路上ル東塩小路町608-9

三菱電機株式会社 京滋支店

6 契約金額（税込み）

231,000,000円

7 契約内容

既設3駅（烏丸御池駅，四条駅，京都駅）と同様の可動柵を北大路駅に設置する。

8 随意契約の理由

烏丸線にはATO設備がないため，車両と可動柵の連動が行えず，乗務員が手動で車扉と可動柵の開閉操作を行なっている。可動柵は地下鉄の運行と密接に関わる設備であり，その安全性と定時制を確保するためには，可動柵とその操作性に大きく影響する乗務員操作盤を既設3駅（京都駅・四条駅・烏丸御池駅）と同様にするとともに，既設の遠隔監視盤に，今回新設する北大路駅の可動柵を取り込む必要がある。

本工事を施工できるのは，上記の要件を満たし，乗務員操作盤に使用しているテープスイッチの特許を取得し，既設可動柵の遠隔監視盤を施工した三菱電機株式会社のみである。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果書

1 件名

醍醐車庫車輪転削盤制御部部分改修業務

2 契約担当課

企画総務部総務課

3 契約締結日

令和3年9月22日

4 履行期間

令和3年9月23日から令和4年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府大阪市北区曽根崎2丁目12番7号

川重商事株式会社 大阪支店

6 契約金額（税込み）

19,030,000円

7 契約内容

醍醐車庫の車輪転削盤の部分改修

8 随意契約の理由

醍醐車庫車輪転削盤は、東西線50系車両の運行で変形した車輪踏面を適正な形状に削正するもので、東西線の安全運行に不可欠な装置である。そのため、本装置の改修には万全を期す必要がある。本装置は川崎エンジニアリング株式会社が東西線50系車両用に設計及び製作したものであり、本業務は川崎エンジニアリング株式会社の車輪転削盤の改修に関する継承会社である株式会社アサヤマでなければ、本装置の詳細が十分に把握できず業務を実施することができないため。

9 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記業者は、京都市交通局の車輪転削盤に関する株式会社アサヤマの唯一の代理店であるため。

11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
電力管理設備九条駅電気室他更新工事に伴うソフトウェア変更業務委託
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年9月22日
- 4 履行期間
令和3年9月23日から令和6年3月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中心区瓦町4丁目2番14号
株式会社明電舎 関西支社
- 6 契約金額（税込み）
23,650,000円
- 7 契約内容
電力管理設備のソフトウェアの改修
- 8 随意契約の理由
本業務は、電気室等電力設備の遠隔監視を行う電力管理設備のソフトウェアの改修、試験調整を行うものである。
本業務の遂行にあたり、運用中の各電気室へ影響を及ぼすことなく、また既存の機器、システム等の機能に支障をきたすことなくソフトウェアの改修を実施するためには、対象機器の設計及び製作を行った業者でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果書

- 1 件名
高速鉄道烏丸線新型車両空調装置（空調装置の機能追加）
- 2 契約担当課
企画総務部総務課
- 3 契約締結日
令和3年9月22日
- 4 履行期間
令和3年9月23日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区弁慶石町5-1 菱電商事京都ビル4F
菱電商事株式会社 京都営業所
- 6 契約金額（税込み）
50,853,000円
- 7 契約内容
烏丸線新型車両の空調装置の機能追加
- 8 随意契約の理由
高速鉄道烏丸線新型車両の空調装置は、令和元年度に入札を行い、三菱電機株式会社の代理店である菱電商事株式会社が落札した。本空調装置の機能追加は、三菱電機株式会社が新型車両用に特別に設計、製造したものに対して行うものであり、三菱電機株式会社以外では履行できないため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記業者は、京都市交通局向けの車両用電機部品の販売及び車両用機器の改造・修繕・点検整備に関する三菱電機株式会社の唯一の代理店であるため。
- 11 その他